

2020年10月1日から

# かほく市 「心身障害者医療費助成制度」 が変わります

## 変更点は以下の2点です

### ①対象に、精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者が追加されます

これまでの、重度の身体・知的障害者に加えて、精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者も対象となります（精神科を含む全診療科の入通院）

### ②65歳以上の方についても、現物給付の対象になります

受給者証の提示により、医療機関の窓口での自己負担の支払いが不要となります

## 対象となる期間

診療日	対象者	助成方法
2020年9月30日以前	・身体障害者手帳 （1級、2級、3級）所持者 ・療育手帳（A、B）所持者	・65歳以前は、受給者証提示による現物給付 ・65歳の誕生日の翌月から償還払い
2020年10月1日以降	・身体障害者手帳 （1級、2級、3級）所持者 ・療育手帳（A、B）所持者 ・ <u>精神障害者保健福祉手帳 （1級）所持者</u>	<u>年齢問わず、受給者証提示による現物給付</u>

※保険診療分以外は、助成制度の対象外です。引き続き医療機関にてお支払い下さい。

※県外の医療機関を受診の際、または、受給者証をお忘れの際等は、一度医療機関の窓口で支払いが必要です。後日、申請の手続きをお願いします。領収書と印鑑を持参の上、ほのぼの健康館、または、高松・七塚サービスセンターにて手続きをお願いします。

※受給者証の有効期間は、手帳の有効期間に基づいています。手帳の更新手続きを忘れずに行ってください。

※保険証が変更になった場合は、必ずお知らせください。変更手続きをお願いします。

問い合わせ先：かほく市健康福祉課障害福祉係

TEL：076-283-7120

E mail：kenkou@city.kahoku.lg.jp